

おひとりさまの 遺贈寄附

のご案内

自分が亡くなった後に

大和市に財産を寄附したいけれど

遺言書を書いても実現してくれる人がいなくて…



大和市イベントキャラクター
「ヤマトン」

ご相談ください！

市がサポートします。

◆大和市の「おひとりさまの遺贈寄附」とは？

人生最期の意思として、預貯金などの財産を大和市に寄附したいと考えているものの、遺言書の内容を実現できる方がいないなどで悩まれている方を支援します。

お気軽に「おひとりさま政策課」にご相談ください。

～～おひとりさまの遺贈寄附の流れ～～

◆ステップ1：次の3つに当てはまるか確認！

1. 自身の死後、所有する預貯金を市に遺贈寄附したい意思がある。
2. 兄弟姉妹以外の相続人(親、妻、子、孫など)が居ない。
3. 遺言の内容を実行してくれる人が居ない。

◆ステップ2：市に相談してみましよう

「はっきり決まっていなくても話を聞きたい」ということで大丈夫です。制度の概要や希望する寄附の内容などを聞き取り、市がサポートできる内容をお伝えします。

◆ステップ3：遺贈寄附の遺言書の作成

寄付遺贈の内容が決まったら遺言書を作成しましょう。死後、市がサポートするために必ず書いていただくべき事項もありますので、市に相談しながら作成してください。

◆ステップ4：保管場所を決定

公証役場または法務局に保管してください。最寄りの公証役場等が分からないときは、市にお問い合わせください。

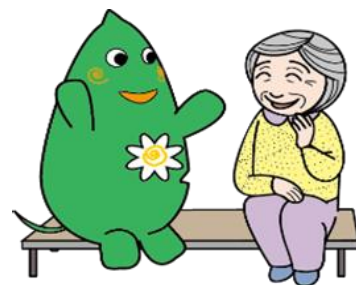
◆ステップ5：市に登録！

公証役場などに保管した遺言書の写しなどを市に持参してください。市は、今後の流れを説明の上、台帳に登録します。

◆ステップ6：死後、市が生前の意思を実現します。

死後、市が遺言執行者(専門家)を指定して遺贈寄附が実現します。

寄附いただいた財産は
市のさまざまな分野で
大切に活用いたします。



◎お問合せ先：大和市おひとりさま政策課（保健福祉センター内）

電話：046-260-5622

FAX：046-262-0999